

酒田市産業振興まちづくりセンター情報発信業務委託仕様書

1 目的

酒田市産業振興まちづくりセンター（以下、センター）が実施・サポートするプロジェクト、イベント及びセンターのPRに関する動画等の広報素材を制作し、かつ当該制作物及び既存の広報素材等を活用したPR手法についてセンターに対しアドバイス等を行い、もってセンターの利用促進及び認知度の向上に資することを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで

3 場所

酒田市内

4 業務内容

上記目的を達成するための下記仕様に基づいた広報動画を制作し、センターホームページや動画共有サイト等へ掲載をはじめとしたPRを効果的に行うものとする。

(1) 制作する動画の基本的な方針

制作する動画は、大きく分けて4種類。①センターについての全体概要が分かるもの、②センターが実施する支援プロジェクトの紹介、③センターの実施するイベント・セッション等の様子・インタビュー、④youtube 地域限定CM用動画

(2) 動画制作企画

受託者は、上記方針及び下表に基づいた企画案を提案し、センターと協議を行い、内容を決定する。

No.	動画内容	動画の仕様
1	センターの全体概要	制作動画本数：2本 1本あたりの動画再生時間：2分・1分 各1本
2	支援プロジェクト	納品動画本数：3本 1本あたりの動画再生時間：3分程度
3-1	イベント・セッション	納品動画本数：5本 1本あたりの動画再生時間：3分程度
3-2	地元経営者同士の対談	納品動画本数：1本 1本あたりの動画再生時間：5分程度
4	youtube 地域限定CM	納品動画本数：1本 1本あたりの動画再生時間：15～30秒程度

(3) 撮影及び映像作成

動画に必要な撮影や映像作成を行う。人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行う。また、撮影に際し、使用料、出演料、謝礼等の費用が発生する場合は、受注者の負担とする。

既存の映像素材の利用は可とするが、既に公開されている等の映像は極力避け、必要なものは出来る限り新たに撮影を行うこととする。手配可能な資料映像・資料写真等を活用する場合は出所が明らかなもののみを使用し、契約期間後も継続して使用が可能となるよう調整を行うこと。

(4) 編集

映像の加工・編集、音楽・音声やナレーションの付加、テロップの付加などの編集作業を行う。なお、完成までに事務局による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けることとする。また音楽の著作権等に関わる調整を行い、費用が発生する場合は受託者の負担とする。

(5) 動画の仕様

動画の画質はフルHD以上とする。画面縦横比は16：9とする。1本あたりの動画の再生時間は下表のとおりとする。動画は、センターホームページやYouTube等ウェブサイト上にアップロードするほか、関連施設や各種イベント等において、一般的なDVDプレーヤなどの再生機器、ドライブのあるパーソナルコンピューター等で活用できるものとし、企画、出演者、デザイン、音楽等の権利関係を調整すること。

(6) その他

- ・受託者は、各動画制作企画に係る出演者、協力者等に関する交渉を行い、必要に応じて出演者、協力者等に対し謝礼の支払いを行う。
- ・当該制作物のほかセンターホームページ、センター広報用パンフレット等の既存の広報素材を活用した広報戦略についてアドバイスを行う。

5 納品

制作した動画は下記に示す形式で納品する。

(1) DVD-Rディスク

複製可能な原版を1枚、複製ディスクを4枚作成し、プラスチックケースに個装して納品すること。

(2) BD-Rディスク

複製可能な原版を1枚、複製ディスクを4枚作成し、プラスチックケースに個装して納品すること。

(3) データファイル

ファイル形式はMP4とWMVの2種を納品すること。

(4) 納品場所・期限

場所：酒田市産業振興まちづくりセンター運営協議会（酒田市中町二丁目5番10号）

期限：平成31年3月31日

5 支払い方法

本業務の委託料は一括払いとする。受託者は納品後に費用を請求し、事務局は請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

6 再委託禁止の是非

原則として、第三者への再委託を禁止する。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときはこの限りではない。

7 特記事項

- (1) 受託者は、委託業務の履行に当たって、第三者の著作権を侵害してはならない。
- (2) 受託者は、委託業務の完了後、成果品を事務局に提出し、事務局による検査に合格した日をもって、成果品に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を事務局に無償で譲渡し、著作人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。
ただし、成果品の全部又は一部に受託者が既に著作権を有するものが含まれる場合には、その旨を事前に事務局に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。
- (3) 成果品に係る著作権について、第三者と紛争が生じたときは、受託者は、直ちにこれを事務局に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (4) 動画の制作過程においては、法令順守はもちろんのこと、倫理的モラルを欠く行為のないように十分に配慮して撮影等を行うこととする。
- (5) 本業務を通じて知りえた個人情報については外部に漏洩させてはならない。また、他の目的に利用してはならない。
- (6) 業務遂行上、受託者の起こした事故等については、受託者が自らの責任において解決すること。

8 報告・調査

受託者は、当該業務について、事務局から求めがあった場合は報告・調査に協力しなければならない。

9 検収

成果物の検収については映像の再生を持って行う。

10 その他

- (1) 委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。また、業務遂行体制を明らかにすること。
- (2) 委託業務の遂行に当たり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、事務局と十分協議を行うこと。